十九	その他のコモディティ関連取引	エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
二十	優良債務者	次に掲げる主体をいう。
	イ	自己資本比率告示第三十三条から第三十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体
	ロ	金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者及び経営管理会社のうち自己資本比率告示第四十条又は第四十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体
［二十一～四十二　略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

十九	その他のコモディティ関連取引	自己資本比率告示第五十七条第三項第一号イの表（注9）に規定するその他のコモディティ関連取引をいう。
二十	優良債務者	自己資本比率告示第五十七条第三項第一号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。
［二十一～四十二　同上］		

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。

（派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）

第二条　当分の間、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「新告示」という。）第五十六条第一項本文（新告示第百三十九条第五項、第百四十七条第五項、第二百四十三条第二項及び第二百五十三条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、カレント・エクスポージャー方式（第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（以下「旧告示」という。）第五十七条に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。以下同じ。）を用いて、先渡、スワップ及びオプションその他の派生商品取引の与信相当額を算出することができる。この場合において、商工組合中央金庫は、全ての派生商品取引について、ＳＡ―ＣＣＲを用いて与信相当額を算出することができない。

2　前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が、直近の算出基準日においてＳＡ―ＣＣＲを用いて派生商品取引の与信相当額を算出している場合には、あらかじめ、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出たとき又は新告示第五十九条第一項の承認を受けたときを除き、これを継続して用いるものとする。

3　前二項の規定は、新告示第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引の与信相当額の算出について準用する。この場合において、商工組合中央金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

第三条　商工組合中央金庫が包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、当分の間、旧告示第四章第六節第三款の規定により算出するものとする。

2　商工組合中央金庫が簡便手法を適用する場合において、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について、カレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときに、当該適格金融資産担保が旧告示第九十七条第三号及び第四号に掲げるものであるときは、当分の間、同条第三号及び第四号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

第四条　商工組合中央金庫が標準的手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、旧告示第百二十条の二の規定により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。この場合において、新告示第二十五条第一号の合計額の算出に当たっては、当該信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

2　商工組合中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出するときに、当該EADの算出に当たってカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新告示第百三十九条各項の規定により算出したEAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADとすることができる。

掛目＝√（Tm／10）

Tmは、新告示第五十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、同項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項」と、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

3　前項の規定は、商工組合中央金庫が内部格付手法を採用する場合において、リテール向けエクスポージャーであって、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出するときについて準用する。